

江差中学校整備検討委員会設置要綱

(平成23年10月21日江差町告示第43号)

(設置)

第1条 江差町立江差中学校の改築整備にあたり、より良い教育施設整備を検討するため江差中学校整備検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ次の事項について検討する。

- (1) 江差中学校改築整備に伴う諸問題に関すること。
- (2) その他必要と思われる事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、15名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 江差中学校区の小・中学校長
- (2) 江差中学校区の小・中学校PTAの代表
- (3) 地域住民の代表
- (4) 社会教育関係者の代表
- (5) 行政関係者及び学識経験者
- (6) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、実施設計が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、委員会に必要な専門的知識等を有する者を出席させることができるものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(報酬)

第7条 町内在住の委員に対する報酬は、これを支給しない。但し、町外からの会議出席者には、旅費等を支給することができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成23年10月21日より施行する。